

5. 門徒総代届

門徒総代は、当該寺院の門徒のうちから衆望の帰する者について、住職が委嘱し、任期は4年です。(但し、再任されることができます。)

[寺則20②③、寺院規程28①、宗規54④]

住職は、門徒総代を委嘱したときは速やかにその者の氏名、住所その他必要な事項を総局に届け出なければなりません。 [寺院規程28③]

(1) 届出者 住職又は住職代務

〔註〕住職代務が任期満了の場合は、『住職代務任命申請書』を同時に提出します。

(2) 届出の理由を明記します。

【例1】任期満了による届出の場合は、「任期満了のため」

【例2】任期中の欠員補充による届出の場合は、「〇〇〇〇死亡のため」
又は「〇〇〇〇退任のため」

〔註〕任期満了による届出の場合は、『責任役員任命申請書』を同時に提出します。

(3) 就任者 当該寺院の門徒のうちから住職が委嘱します。

〔註〕門徒とは、僧侶及び寺族以外の者で、当該寺院備付の門徒名簿に登録された者をいいます。 [門徒規程、宗法27①]

(4) 門徒総代就任者の氏名、住所及び就任年月日を明記し、本人が受諾印を捺印します。

〔註〕「就任年月日」の記載については、次の通りとします。

イ. 任期満了による届出の場合は、任期満了日以降の日付とします。

ロ. 『住職任命申請書』又は『住職代務任命申請書』と同時に提出する場合は、記載しません。(住職又は住職代務の任命日をも

って就任となるため。)

(5) その他

- ① 任期满了による届出の場合は、満了日の1月前から書類を受理します。
- ② 任期中の欠員補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間となります。

【例】 前任者が任期を2年残して退任した場合、その欠員補充により就任した者は、2年で任期满了となります。